

在宅重症心身障害児(者)レスパイト等 訪問看護事業のご案内

在宅の重症心身障害児(者)や医療的ケアを要するお子様を介護されているご家族等の一時休養や就労支援等を図ることを目的に、区が契約した訪問看護ステーションの看護師が自宅または学校等に出向き家族に代わってケアを行います。

❖対象者

- ①医療的ケア(裏面参照)がある在宅の重症心身障害児(者)(注)
- ②日常生活を営むうえで医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)

(注)重症心身障害とは、重度の知的障害(愛の手帳1・2度程度)と重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度)が重複している状態(大島分類の1から4に該当)で、18歳までに発症した脳障害による状態をいう。

*入院が必要な状況にある方は対象から除きます。

❖手続きのながれ

- ①利用を希望される方は、障害者施策課管理係(以下お問い合わせ先)までご相談下さい。
- ②申請書及び主治医意見書の提出を受け、該当と判断した場合、利用対象者として登録します。
- ③区から登録決定通知書を送付します。到着後、訪問看護ステーションへ直接予約をしてください。

訪問看護ステーションの一覧は以下ホームページからご確認いただけます。

*一覧にない事業所の利用をご希望の場合は、以下お問い合わせ先まで事前にご相談ください。

❖派遣先

- ・ご自宅
- ・学校等

*学校等への派遣の場合、利用される方から施設長の承諾書をご提出頂きます。

(承諾書については書式が決まっています。担当者までお尋ねください)

❖利用時間について

- ・年間288時間までで1回につき2時間～4時間までの30分単位で利用できます。
- (看護ステーションの状況によっては回数等ご希望に添えない場合もあります)

❖利用者負担

- ・訪問看護利用料は無料です。
- ・主治医意見書にかかる費用については、3,000円を上限に助成します。

❖お問い合わせ先

杉並区役所 障害者施策課 管理係

杉並区阿佐谷南1-15-1 電話(3312)2111 内線1148



❖ホームページ

- ・障害のある方への生活支援サイト のーまらいふ杉並
重症心身障害児等在宅レスパイト等訪問看護事業

(二次元コード)



医療的ケア（以下のいずれかのケアを受けていること。）	
①	人工呼吸器管理 ＊１
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	６回/日以上の頻回の吸引
⑥	ネブライザー ６回/日以上又は継続使用
⑦	中心静脈栄養（IVH）
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む。）
⑨	腸ろう・腸管栄養
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む。）
⑪	定期導尿（３回/日以上）＊２
⑫	人工肛門
＊１ 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。	
＊２ 人工膀胱を含む。	

杉並区重症心身障害児(者) レスパイト等訪問看護事業Q&A		
	質問	回答
1	しばらくの間、区のレスパイト訪問看護事業を使っていなかったが、新たに申請が必要か？	登録の取り消しをしていなければ、改めての申請は不要です。医療的ケアや病状が変更している場合に医師意見書を再提出していただく場合があります。
2	愛の手帳及び身体障害者手帳を取得していない場合、利用できないのか？	【重症心身障害児(者)】 区が大島分類医１～４に該当すると判断した場合は可能です。 【医療的ケア児】 上記の表に定める医療的ケアが必要な状態であれば可能です。
3	利用者は医療機器を使用している者に限られるか？	原則、医療機器を使用している方に限られます。 ただし、医療機器を使用していない場合でも、訪問看護師による見守り等が必要であると判断した場合は、利用可能とします。 (例) 頻回なけいれん発作を起こすため、訪問看護師による服薬管理、見守りが必要等
4	申請時に訪問看護サービスを受けていない方も申請可能か？	可能です。
5	就労の形態（パート、アルバイト、正社員、自営業、フリーランス、会社勤務等）は問わないか？	問いません。
6	在宅（テレワーク等）中も利用できるか？	可能です。
7	就労しているかどうかはどのように判断するのか？	自己申告のみで、就労証明等は不要です。
8	利用者１人につき複数個所の訪問看護ステーション等を利用することは可能か？	可能です。
9	利用者のケアに看護師２名で対応しなければならない場合、２名の派遣を認めても良いか？	原則、１回あたり看護師１名とします。 やむを得ない場合は、２倍の時間を要したとみなします。
10	急遽、キャンセルになった場合、キャンセル料は補助対象となるか？	訪問看護部分のキャンセル料は補助対象外となります。